

令和2年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 令和2年11月17日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時27分

【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満

委員 高橋 美里

委員 石井 孝

教育長職務代理者 岡田 弘

委員 岩切 貴乃

委員 田中 雅文

【出席職員】

教育次長 石井 宏之

教育委員会事務局担当理事 総務部長事務取扱 亀川 栄

教育政策室長 田中 一平

職員部長 石渡 一城

学校教育部長 森 有作

健康給食推進室長 鈴木 徹

生涯学習部長 前田 明信

総合教育センター所長 市川 洋

庶務課長 榎本 英彦

庶務課担当課長 瀬川 裕

教育政策室担当課長 二瓶 裕児

生涯学習推進課長 箱島 弘一

指導課担当課長 猫橋 則文

指導課指導主事 吉澤 晋

庶務課担当係長 伊藤 卓巳

教育環境整備推進室担当課長 新田 憲

指導課長 細見 勝典

総合教育センター総務室長 岩城 美由紀

調査・委員会担当係長 長谷山 大介

書記 間山 篤史

【署名人】

委員 岡田 弘

委員 岩切 貴乃

(1 4 時 0 0 分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から16時00分までといたします。

3 傍聴 (傍聴者 3名)

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

異議なしとして、傍聴を許可いたします。

4 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.4及び報告事項No.6は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に報告・提案する案件であり、意思決定過程のあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、報告事項No.5は、公表期日前の案件で、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、議案第39号は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、訴訟に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによりよろしいでし

ようか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項No.4及び報告事項No.6につきましては、議会への報告、提案後は公開しても支障がないため、報告事項No.5は、公表期日以降は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

5 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

岡田委員と岩切委員をお願いいたします。

6 報告事項 I

報告事項 No. 1 令和2年第5回市議会定例会について

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項 I に入ります。

「報告事項No.1 令和2年第5回市議会定例会について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【榎本庶務課長】

それでは、「報告事項No.1 令和2年第5回市議会定例会について」御報告させていただきます。本件資料一式につきましては、川崎市議会ホームページで公開しているものなどから抜粋、加工をしたものとなっております。

それでは、表紙をおめくりいただき、1ページ目をごらん願います。「令和2年第5回市議会定例会議案概要及び会議結果」でございますが、これは令和2年9月1日から10月12日まで開会されました市議会定例会において、提案された全議案の一覧でございます。

このうち、教育委員会関係の議案といたしましては、ページの中段及び下段でございますとおり、「第116号 柿生小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について」「第123号 新川崎地区小学校建設用地の取得について」、2ページをお開き願ひまして、ページ下段の「第153号 川崎市教育委員会委員の任命について」の3議案でございます。それぞれ、9月1日及び10月12日の本会議におきまして、採決が行われました。結果につきましては、いずれの議案につきましても、原案のとおり可決及び同意されたものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。「令和2年第5回市議会定例会 代表質疑発言者および発言要旨」についてでございます。代表質疑は全議案のうち、先行して議決を得る必要のある議案に対し行われたものでございまして、各会派からの代表質疑について、要旨を一覧にしたものでございます。代表質疑につきましては、9月1日に行われ、教育委員会事務局に対し、自民党からは「避難所が開設された際にサーマルカメラを活用する考え」「導入予定のサーマルカメラの機能、性能、費用及びリースの有無」「サーマルカメラの利用に伴うプライバシーの保護について」などの質問がございました。また、4ページから7ページまでは、それぞれ公明党、みらい、共産党の順で、各会派の質問要旨を掲載しておりますので、後ほど、ごらんいただければと存じます。

続きまして、8ページをお開き願います。「令和2年第5回市議会定例会 代表質問発言者及び発言要旨」についてでございます。代表質問は、9月10日、11日の2日間で行われ、このうち、教育委員会事務局に対し、自民党からの質問といたしましては「新型コロナウイルス感染症に伴う学校の対応について」「『陳情第25号 川崎市立橘高等学校屋外グラウンドの人工芝化に関する陳情』のその後の取組について」「児童生徒に対する本市施設及び市内施設でのフッ化物洗口の導入について」の質問がございました。次の9ページから11ページまで、同様に各会派の質問を掲載しておりますので、後ほど、ごらんいただければと存じます。

続きまして、12ページをお開き願います。次に、「令和2年第5回市議会定例会 決算審査特別委員会文教分科会 発言要旨」についてでございます。決算審査特別委員会文教分科会は9月25日に行われ、11名の委員から25項目の質問がございました。主な質問といたしましては、「難聴障害児支援について」「学校運営事業について」「障害児童（医療的ケア児を含む）の地域の学校での受入れについて」などの質問がございました。次の13ページまで、各委員の質問要旨を記載しておりますので、後ほど、ごらんいただければと存じます。

続きまして、14ページをお開き願います。「令和2年第5回市議会定例会 決算審査特別委員会総括質疑発言者及び発言要旨」についてでございます。決算審査特別委員会総括質疑が10月5日に行われ、教育委員会事務局に対して「避難所運営・整備等について」、「障害者総合支援法に該当しない難聴児支援について」「かわさき市民アカデミー事業について」などの質問がございました。

なお、ただいま御説明申し上げました代表質疑、代表質問、決算審査特別委員会文教分科会・総括質疑につきましては、川崎市議会のホームページに、議事録が公開されておりますので、御案内いたします。

以上で、令和2年第5回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

ただいまの説明から、本件は令和2年第5回市議会定例会で教育委員会事務局から提案した議案の採決結果及び議会での質問要旨の御報告でございますので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1は承認いたします。

報告事項 No. 2 令和2年度優良PTA表彰団体の決定について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 2 令和2年度優良PTA表彰団体の決定について」の説明を、生涯学習推進課長、お願いいたします。

【箱島生涯学習推進課長】

よろしくお願ひいたします。

それでは、「報告事項No. 2 令和2年度優良PTA表彰団体の決定について」御報告をさせていただきます。

資料の1ページをごらんください。この表彰は、毎年、各区PTA協議会から区内の優良PTAを推薦していただき、市の選考委員会を経て推薦をしているものでございます。今年度は、4月17日付けで、書面にて市の「優良PTA表彰候補団体選考委員会」を開催いたしまして、それぞれ文部科学大臣表彰5団体の推薦をいただき、神奈川県教育委員表彰5団体の推薦をいただき、文部科学大臣表彰については、推薦団体2団体、神奈川教育委員表彰推薦団体については5団体を選出いたしまして、神奈川県教育委員会へ推薦しておりましたが、このたび、被表彰団体の決定について通知がございました。

2ページは、各被表彰PTAの業績の概要でございます。

3ページから5ページは、それぞれの表彰要綱でございまして、組織、運営、活動の面から優秀な実績を上げているPTA団体を表彰するものでございます。

6ページ及び7ページは表彰決定に関する通知でございまして、8ページには参考といたしまして、公益社団法人日本PTA全国協議会表彰の内容を記載してございます。

以上で、報告事項No. 2の説明を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

何か御質問等はございますでしょうか。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

どうもありがとうございました。これは、例えば今年度であれば7団体が表彰されているわけですが、市内の小中学校、どういう言い方で言えばいいかわかりませんが、大体こう満遍なく何年かたつと行き渡るような感じになるのか、あるいは特定の地域とか学校のPTAがかなりいろいろと活動が活発なので、繰り返し表彰されるとか、その辺はどんな感じなんですか。

【箱島生涯学習推進課長】

全体的に言うと、いただいている学校はいただいています。中にはやっぱり2回いただいているとか、そういうところもございます。あくまで、区内のPTAのほうから推薦をいただいていますので、その段階では特定のところとか、そういうものはないです。

【小田嶋教育長】

高橋委員。

【高橋委員】

今の田中委員の御質問で、私もPTAをやっていたり、この表彰に関するお話とかを聞いたことがあるので、自分の体験でもう少しだけお話すると、かぶっているということはあまりないのかなというふうに思っています。

私も何回かこの表彰のほうを御報告をいただいでいて、この業績のほうをいつも読んで思うのは、正直どの学校のPTAもすごく熱心にされているので、書いてあるようなことをやっている学校はいっぱいあって、私の子どもの通っている学校もすごく情報交換の種類と、いろいろなイベントですとか、先生との連携をすごく一生懸命やっているんですけど、強いて言えば申請するのにそれなりの手間とか準備があるので、そういうものを余裕があってできるところとか、惜しまずにやっている学校というのが表彰されやすいのかなというか、そういう印象はあります。

いろいろとほかの学校の、区のお話とかを聞く限り、表彰されているところはもちろんすばらしいですし、されない学校も、ほとんどの学校が同じぐらいのレベルの活発な活動をされているところが多いという印象です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。御自身の経験からも市内のPTAの状況を語っていただきました。

ほかにはいかがですか。

石井委員。

【石井委員】

報告ありがとうございます。新川崎地区に今度新しく学校が建設される予定ですよ。そうすると、新設学校のPTAの組織づくりというのは、どんなふうにされていかれるのかというのが、もしお分かりになれば教えてください。

【箱島生涯学習推進課長】

すみません、私もすぐお答えできる用意がないんですけども、もちろん学校が開校して、まずは保護者の方たちの、もちろんこちらでの仕掛けとか、PTAさんとお話しして、一定の期間はやっぱりちょっと仕組が必要なのかと。まずは学校が開校して、それが安定した後、保護者の方とお話し合いをしてという話にはなるかなというふうに思っています。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

直近で言いますと、川崎高校の附属中学ができたときに、やはり開校して、学校運営がスムーズにいくというのが第一で、その中でいきなりやっぱり組織はつくれないので、保護者の中、そのときは、例えば附属中の場合は1年生しかいなかったものですから、保護者もそれだけしかいない。その中からボランティアとか、有志の協力を得て、学校に協力していただく中で、PTA組織をだんだん形づくっていったというのが、附属中の場合はそういう形になりました。新しい学校の場合は、1年生から6年生までそろいますが、やはり開校して、一定期間そういった準備期間が必要なのかなと思います。

ほかに何か補足される方はいらっしゃいますか。

政策室長お願いします。

【田中教育政策室長】

今回の新川崎の小学校に近い例ですと、小杉小学校ですとか、ちょっと時間がたちましたけれども、宮前区に土橋小学校という学校が新しく開校してしまっていて、やっぱり基本の学区を切り取って開校するという形ですので、一定、教育長が申しあげましたように、開校の半年前あるいは1年前に開校準備担当という形で教育委員会事務局に担当が、恐らく校長になるであろうという人がトップになって、開校準備担当ができて、地域の方にも声かけをしながら、開校準備委員会みたいなものを立ち上げていきますので、その中でPTAを立ち上げましょうよという御議論をされてきてしまっていて、一応、土橋小学校ですとか小杉小学校はもう開校と同時にPTAの活動を始めたという形になっておりますので、ちょっとかなりまだ間がありますので、恐らく同じような形になるのかなと思っております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。そうですね。直近では小杉小学校がございましたね。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No.2について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.2は承認といたします。

報告事項 No.3 令和元年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の状況調査結果について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.3 令和元年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の状況調査結果について」の説明を、指導課担当課長、お願いいたします。

【猫橋指導課担当課長】

それでは、お願いします。

「令和元年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の状況調査結果」につきまして御報告させていただきます。

お手元の資料は、文部科学省による「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に合わせ、神奈川県が実施した「令和元年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」における本市の状況をまとめたものでございます。なお、先月、10月22日に文部科学省及び神奈川県の報道発表に併せ、本市におきましても同日の10月22日に報道発表し、報道発表資料は委員の皆様へ報道発表当日に送付させていただきました。

それでは、資料に沿って御説明させていただきます。調査の内容は、「暴力行為」、「いじめ」、「長期欠席」の調査となっております。

表紙をおめくりいただき、1ページから2ページをごらんください。1ページには本市における「暴力行為の概要」と「いじめの概要」、2ページには「長期欠席の概要」を記載しております。具体的な内容につきましては、3ページ以降の資料にて御説明いたします。

それでは、1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。「市立小・中学校における暴力行為の状況」について御説明いたします。

「(1)」は、過去5年間の「暴力行為の発生件数の推移」を示しております。小学校における暴力行為は、令和元年度は129件で、前年度から6件増加しております。一方、中学校における暴力行為は227件で、33件増加しております。

次に、「(2)」は過去5年間の「暴力行為の形態別発生件数の推移」をまとめたものでございます。小・中学校ともに、最も多いのは2段目の「生徒間暴力」で、令和元年度、小学校は75件、中学校は140件で、それぞれ全体の約6割が「生徒間暴力」でございました。

4ページに参りまして、「(3)」は過去3年間の「学年別加害児童生徒数の推移」をまとめたものでございます。

また、下の「(4)」は、過去5年間の「繰り返し暴力行為を起こした児童生徒の推移」でございます。令和元年度、小学校は8人、中学校は6人でございまして、いずれも前年度より増加しております。

暴力行為が増加している要因につきまして、特に小学校4年生におきましては、その年代の特徴として、自我が芽生え、他者との関わりの中で多くのことを学ぶことが挙げられますが、暴力行為が増加する一つの要因に、コミュニケーションや感情のコントロール不足がその一因と想定できますので、今後、コミュニケーションや感情のコントロールのスキルを指導していくとともに、暴力行為に至る要因や背景の分析を進めてまいります。また、特に繰り返し暴力行為を行った児童生徒については、行動の背景を理解するとともに、よりよい指導の在り方を学校と協議し、関係機関との連携を図りながら、暴力行為の減少に努めてまいります。

1枚おめくりいただき、6ページをごらん下さい。「市立小・中学校におけるいじめの状況」でございます。

「(1)」は、過去5年間の「いじめの認知件数の推移」でございます。令和元年度のいじめの認知件数は、小学校が4,027件で、前年度から1,054件増加しております。また、中学校は349件で、前年度から86件増加しております。

いじめの件数が平成28年度から増加しておりますが、国はいじめの認知件数が多い学校については、「いじめを初期の段階のものを含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と肯定的に評価しております。いじめの認知件数が増加していることは、こうした国のいじめの認知に関する考え方が各学校に浸透してきていることによるものと考えております。

1枚おめくりいただき、7ページをごらんください。「(3)」は、過去5年間の「いじめの学年別の認知件数の推移」でございます。小学校・中学校ともに、どの学年もいじめ認知件数が増加している状況でございます。

下段の「(4)」は、「いじめの態様別認知件数」でございます。いじめの態様別で一番多いのは、1段目の「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」で、どちらも全体の半数以上となっております。これは、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義が、いじめを広く捉える定義に変わったことが要因の一つと考えられているところでございます。

次に、8ページをごらんください。「(5) いじめの発見のきっかけ」でございますが、「学校の教職員等が発見」したものを上の段に、児童生徒や保護者など「学校の教職員以外からの情報により発見」したものを下の段に示しております。小学校では、上段の「学校の教職員等が発見」したケースの内訳の一番下の「アンケート調査など学校の取組による発見」が最も多く、次いで、「学校の教職員以外からの情報により発見」したケースの内訳の一番上の「本人からの訴え」が多い状況でございます。また、中学校では、下段の「学校の教職員以外からの情報による発見」の一番上の「本人からの訴え」が最も多く、次いで、その下の「本人の保護者からの訴え」が多くなっております。

1枚おめくりいただき、9ページをごらんください。「(7)」は、過去5年間の「いじめの解消状況の推移」でございますが、中段の「※」印の上から3つ目をごらんください。平成28年度調査から「いじめが解消している」要件が示され、「一定の解消が図られたが、継続支援中」の回答項目が削除されるなど調査項目が変更されたため、「解消しているもの」の占める割合を「いじめ解消率」といたしました。なお、下段の四角囲みにありますように、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がございます。1つ目は「①いじめに係る行為の解消」で、少なくとも3か月間止んでいる状態が継続していること、2つ目は「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」でございます。

なお、「(7)」の3つの各表の右端の欄の数字は、令和元年度に認知した「いじめ解消率」の追跡調査の結果でございまして、今年度7月20日時点における、小・中学校の「いじめ解消率」の平均値は、97.7%でございました。

10ページをごらんください。「(8)」の「学校におけるいじめ問題に対する日常の取組」でございますが、各学校におきましては、いじめの対応について、学校と家庭だけの対応にとどまらず、関係機関等との連携協力を努めているところでございます。

1枚おめくりいただき、12ページをごらん下さい。「市立小・中学校における長期欠席の状況」でございます。

「(1)」は、過去5年間の「理由別長期欠席者数の推移」を示しております。令和元年度、小学校の不登校児童数は700人で、前年度から171人増加し、中学校は1,389人で、51人増加しております。なお、「その他」の主な内容は、保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心等の家庭の事情から欠席している者やインターナショナルスクールを含む外国での長期滞

在で欠席している者等でございます。

次に「(2)」は、過去5年間の「不登校児童生徒数の推移」でございます。また、下段に過去10年間の推移をグラフに示してございますが、令和元年度の不登校児童生徒数は、小学校、中学校いずれも、過去10年間で最多となっております。

1枚おめくりいただき、13ページをごらんください。「(3)」は、過去5年間の「学年別不登校児童生徒数の推移」でございます。中段のグラフにありますように、学齢が上がるにしたがって、不登校児童生徒数が増えていく傾向がございます。

次に14ページをごらんください。「(5)」は、令和元年度の「不登校の要因」をまとめたものでございます。主たる要因といたしましては、小・中学校ともに、右から2つ目の本人の「無気力、不安」が最も多く、次いで、小学校では右から5つ目の「親子の関わり方」、中学校では左から2つ目の「いじめを除く友人関係をめぐる問題」や、右から3つ目の「生活リズムの乱れ、遊び、非行」が多くなっています。

「(6)」は、過去5年間の「指導の結果、登校できるようになった児童生徒数の推移」でございまして、表の右下でございまして、令和元年度は小・中学校全体で22.8%となっております。

不登校の要因は、多様であり複合的な場合も少なくありませんので、多様な学びの場における支援を行っていくとともに、各学校が不登校傾向の見られる児童生徒一人ひとりに寄り添った登校支援を行い、全ての児童生徒が安心して学べる魅力ある学校づくりの推進に努めてまいります。

最後に、1枚おめくりいただき、16ページ及び17ページは「参考資料1」といたしまして、神奈川県「暴力行為」「いじめ」「不登校」の地域別の状況でございまして、16ページの上の表の「1」の地域別の「暴力行為の発生件数」では、川崎市では、上から2段目でございますが、1,000人あたりの件数は、他都市と比べて低い状況でございます。

1枚おめくりいただき、18ページは「参考資料2」といたしまして、国の「暴力行為」、もう1枚おめくりいただき、19ページは、国の「いじめ」「不登校」の状況でございまして、上段の「いじめの認知件数の推移」や下段の「不登校の状況」のグラフをごらんいただくと分かるかと存じますが、いずれも本市と同様に全国でも増加傾向が見られております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

昨年度の状況を、暴力行為といじめと長期欠席、不登校ということで、御報告いただきましたが、数字もいろいろありますし、資料も多いので、少し順番に質問等を伺っていきたく思います。

はじめに、暴力行為から順番に見ていって、暴力行為の部分で質問や御意見がありましたら、まずお願いしたいと思います。

石井委員、どうぞ。

【石井委員】

4ページですね。「繰り返し暴力行為を起こした児童生徒の推移（5年間）」というのがありま

して、数的には少ないのでしょうかと思いますが、この手のものって常習化するとなかなか指導もしづらいいし、小学校を卒業して中学に行ってしまうと、小学校の側から見ると、それは中学の問題という形になりはしないかなという、危惧もありますので、ぜひ、小・中学校間のいろいろな連携というものを密に取っていただきながら、指導を継続して行っていただきたいと思いますのと、川崎市にも県警の少年相談センターがありますので、そういったところも一つ、相談窓口として十分活用した上で、こうした常習化の傾向のある子どもたちを何とか引き戻すという、そういうところのケア、指導を継続していただけるといいなと思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょう。

高橋委員。

【高橋委員】

暴力行為という前に、この資料の全体のことをちょっとお聞きしたいと思っていて、私はこの資料を見るのは3回目になるんですけども、もともと文科省のほうで、日本全国で行っているものの調査の、川崎のものを切り取って御報告いただいているということで、文科省のほうの調査の目的を見ますと、状況を把握して、子どもたちの支援ですとか、課題の改善に役立てるといことが調査の目的だというふうに書いてあるんですけども、川崎のこの状況の調査結果というのは、いつもどのように役に立てられているのかなというのをずっと思っていたので、その辺りをまず教えていただきたいと思います。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【猫橋指導課担当課長】

調査の結果というのは、ただ数字だけのことでなく、この数字からどのような背景があるのか、実際としてどのようなことが起こっているのかというのをしっかりと分析する必要があります。そして、その辺のところにつきましては、担当者の児童生徒指導連絡会とか、あるいは校長会を通して、しっかりと各学校で分析するようというふうには伝えているところでございます。

それとあと、教育委員会事務局といたしましても、やはり特にいじめ・不登校の対策というのは、やはり喫緊の課題、毎年そうなんですけれども、というふうに捉えておりまして、各学校でまず教職員向けの研修をさらにグレードアップさせて、今のこの実態に合った、例えば、リーフレット等を作成するなど、研修会を通して、子どもたちの指導に役立たせるように、という形で進めているところでございます。

【高橋委員】

ありがとうございます。

せっかくすごく手間暇かけて行う調査なので、どんどん活用して行っていただきたいなという

ふうに思いますし、この教育委員会への報告ということではなくて、先ほど言われた各学校へのフィードバックですとか、例えば、各区・教育担当の方々へのフィードバックを通して、学校ごと、地域ごとにどのような状況なのかとか、対策をしていったらいいかとか、それによって教育委員会全体としてのリソースの配分とかというものも考えていただければなと思っていたので、活用していただいているということで分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

川崎も含めて、県、全国とのずっと経年調査なので、全国と比較した川崎、全国、県と比較したときの川崎の特徴的なことも見て取れるし、全国的な傾向としての、例えば、これは問題行動というか、ここに書いてある行動はみんなそうなんですけど、「低年齢化」というようなことが何年か前からずっと言われていて、そういったことも共通の課題として認識しながら、その背景や対策を考えるという、そういった部分で今、猫橋課長からお話があったようなことで生かしているということです。

ほかには、全体でも結構ですが、全体的なこと、あるいはいじめのこととか、暴力行為でいかがでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

ありがとうございます。

暴力行為で2つ教えていただきたいんですけど、1つは、暴力行為も、認知されない暴力行為ってあると思うんですね。見えないところでこういうことをした。こうやってお互い黙っているとか、教師にかなりきつい暴力があっても、あまり教師としてはもうそのまま自分の中にしまっておくとか、そういうものの認知される割合というか、傾向というのはどういうふうになっているのかというのが1つと、もう1つは、暴力行為、いじめとも関わりますけれども、暴力行為の中にも「いじめである暴力行為」と「いじめでない暴力行為」というのが両方あると思うんですが、そういう認識の仕方でよろしいでしょうか。

【小田嶋教育長】

2点、お願いします。

【猫橋指導課担当課長】

まず、1つ目の認知されない暴力行為の傾向というところでございますが、見えないところにつきましては、そういったことも起こっているのではないかという、そういった推測の下で、各学校でもしっかりと子どもたちを観察し、見ていくことが重要だと、いじめもそうなんですけれども、分からないところで起こるのがいじめだとか、そういった友達同士の暴力行為に発展するようなものというのはございますので、学校の中でしっかりと見ていくと同時に、家庭と、あるいは地域と連携を図りながら、子どもたちを要するに観察して、もしそこで認知されましたら、すぐに対応するというような体制をとるように、学校のほうに周知しているところでございます。

ですから、その認知されていない暴力行為についての傾向というのは、ちょっと数字上ではつ

かみ切れないところでございます。

2つ目の暴力行為の中には、「いじめ」と「いじめでない」というところにつきましては、そういった調査ということはちょっと暴力行為の中では捉えておりませんで、5ページの「神奈川県調査による『暴力行為』の定義等」というのがございまして、ここに書いてありますように、『暴力行為』とは、『自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為』をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査している」といったところでございます。

ですから、突発的なけんかで、すぐに仲直りをしたんだけど、有形力の行使が見られれば、それは一つの暴力行為としてカウントされるということですので、その部分については、いじめかいじめじゃないかといったところの判断は、ちょっと別な視点ではございますが、そのようなことがあります。

あと、7ページなんですけれども、いじめのところにあります「(4) いじめの態様別認知件数」の中で、項目の3つ目ですね、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」それとかあと、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。」要するに、こちらのほうにつきましては、いじめはいじめられた側の視点に沿って、精神的な苦痛を受けているものであれば、いじめの認知として捉えておりますので、こちらのほうにつきましては、いじめとしてカウントといたしますか、数字では挙げられているところでございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【田中委員】

すみません、ちょっと補足で。今の後半のほうなんですけれども、7ページのこれで、例えば、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり」というのはいじめとして認知するのは分かるんですけど、これは明らかに暴力行為だと思うんですけど、それは暴力行為としてこの調査の中ではカウントはしないんですか。

要するに、いじめの行為を調べている中で、「これは暴力だな」というのが多分定義上はつきりするかなと思うんですけど、それは暴力行為の件数に含めるということは、やられていないという感じですか。それぞれ別の調査ということですか。

【猫橋指導課担当課長】

そういったケースによっては、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」ことで、相手がいじめというふうに捉えていけばカウントいたしますので、もちろん、例えば、令和元年度で、小学校で147件蹴られたりするというのがありますが、その中で相手がいじめとして、要するに苦痛を感じていたら、その件数がそのまま暴力行為のほうに計上しているという形で、決して別物ではないということです。

【小田嶋教育長】

岩切委員。

【岩切委員】

全体について確認をさせていただきたいと思って質問させていただきます。これは、令和元年度のデータということは、昨年の6、7月に調査をされての結果ということでよろしいのでしょうか。

【猫橋指導課担当課長】

令和元年度ですので、今年の6月に調査を挙げました。令和元年度の調査として。

【小田嶋教育長】

昨年度の1年間の状況を今年の6、7月に1年間を振り返って挙げてきている。

【岩切委員】

そういう意味なんですね。分かりました。どうもありがとうございます。

それから、1つ質問なんです、4ページ目のところで、グラフを見ますと、中学校1年生でこの元年度というのが非常に大きく増加しているんですけども、こういったことの背景というものを何か分析されたりしたものがございますでしょうか。

【猫橋指導課担当課長】

今、その辺のところの分析は行っているところでございます。確かに、中学校1年生の令和元年度というのは非常に多くなっているということについては、私たちも認識しておりまして、その辺ことを各学校のほうに今、確認をしているところでございます。

【小田嶋教育長】

ほかには。

高橋委員。

【高橋委員】

暴力行為の状況については、全国的に見ると、比例というか、平成27年ぐらいから、ずっといじめや不登校と同じように増えているんですけど、川崎の場合は、比較すると、凸凹はありますけれど、大きく見ると、端的に見ると、横ばいというか、増えるのを何とか抑えているんじゃないかというふうには思っていて、その辺りは先生方や教育委員会の努力のたまものなんじゃないかなというふうには思っていますので、引き続き丁寧な御対応をお願いしたいなというふうに思います。

【小田嶋教育長】

岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

今、高橋委員がおっしゃったように、全国的に暴力行為というのが増えているはずなのに、川崎は、あってはならないんですが、全体としては、とても抑えられているというか、そんな全

国と比較しても増え方が違うなど。ぜひ教えてほしいのですが、4ページの「(4)」のところ、「繰り返し暴力行為を起こした児童生徒の推移(5年間)」で、一桁なんです。ものすごく、10万人を超える児童生徒がいて、この数字は僕は非常に素晴らしいと思うんですね。

これはやっぱり私が思うに、児童生徒と先生方が非常に近くて、先生方がとても手厚い指導をされている結果なんじゃないかなというふうに思うんですが、何が功を奏していらっしゃるというふうにお考えなんでしょうかね。いいところを教えてくださいという意味です。

【猫橋指導課担当課長】

「繰り返し暴力行為を起こした児童生徒の推移」で、下のほうに書いてありますように、こちらの定義といたしますか、解釈といたしましては、「1人が5件以上暴力行為を起こした人数」というふうになっております。その特徴の1つとしては、感情のコントロールが難しい児童がいる、また増えているということが挙げられるということと、あとその中でも、対教師暴力や児童間のトラブルに発展したものの例が多いというふうに私たちは捉えております。

ただ、今、岡田委員のほうからおっしゃられましたように、数としては少なく、その成果といたしますか、何かないのかということなんですが、1つに考えられるのは、例えば、小学校における「児童支援コーディネーター」が全校配置いたしまして、大分その辺のところは定着しております。それで、研修会を通して、子どもたちの気持ちをまずくみ取って、その背景だとか、原因だとかというのをしっかりと冷静に見極めて、丁寧に指導していくということを常々教育委員会としても言っておりますので、その辺のところが大分浸透してきたのかなというふうに捉えているところでございます。

中学校におきましても、そのような一人ひとりの児童生徒に寄り添った指導を推進していく。要するに、川崎市は特に人権尊重教育を基盤とした、全ての教育活動の基盤としておりますので、その辺のところは常々教職員のほうには伝えているところでございます。

【小田嶋教育長】

児童生徒指導対応の充実というのは、ずっとこの何年間も課題として取り組んできているテーマで、今ありましたように、児童支援コーディネーター、あと中学校においては特別支援教育コーディネーター、あとやはり、積み重ねということでは、岡田委員からもずっと指導をいただいております「かわさき共生*共育プログラム」が、やっぱり小学校1年生から高校3年生まで積み上げていく中で、感情のコントロールとか、人間関係づくりとか、そういったものの効果というのも当然あるだろうなというふうに考えています。

石井委員。

【石井委員】

いじめ発見のきっかけ、8ページなんですけども。

【小田嶋教育長】

石井委員、すみません、今、暴力行為が一応、じゃあこれでちょっと区切りをつけていただいて。

いじめに次、移りたいと思いますので、石井委員、どうぞ、すみません。

【石井委員】

8 ページですね。「いじめの発見のきっかけ」で、小学校の場合ですと、平成30年度と令和元年度で比べてみますと、担任の先生が発見したというのが令和元年度はかなり多くなっております。それから、「アンケート調査など学校の取組により発見」というのも非常に多くなっているんですが、これは何か特別に実施した、そういった方法なりがあったのでしょうか。

【猫橋指導課担当課長】

川崎市では、特に6月を強化月間といたしまして、まず子どもの心の中をしっかりと捉えるということで、例えば教育相談だとか、あとアンケート調査ですね。学校生活アンケートという形で調査をしております。その例えばアンケート項目のことにつきましては、より子どもたちの心のものをちゃんと表出できるような仕組みづくりという形で、教育委員会といたしましても、児童生徒指導連絡会の担当者に対して、よりよいものを作成するようという形で事例検討だとか、こういったアンケート調査のこととか、あるいは教育相談のこととかについて、毎年のように研修を行ってございまして、それを各学校とも、各学校の状況に応じて、しっかりと取り組んできた成果かなというふうに捉えております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

7 ページの「(4) いじめの態様別認知件数」というところで、例えば、冷やかしやからかい、悪口何とかとか、上の3つは大人の目から見て、いじめなのか、いじめじゃないのかというのが、見分けるのが難しいというか、グレーゾーンがあるような項目かなと思っただけなんですけれど、下のほうは、例えばその下の3つ、「ひどく叩かれる」とか、「金品」の関係とかというのは、あまり疑えないというか、これは割と分かりやすいものかなと思っただけなんですけれど、その前は本当に隠れていたのか、割と分かりづらくないなというもので、やっぱり増えている部分はあるのかな、というのをちょっと数字で不安に思ったところと。

それから、下から3つ目の「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」というのが、私、一昨年の資料を持ってきて見ていたら、そのときは小学校は47件と中学校は19件なんですけれど、今年は266件と22件で、結構増え方が、特に小学校のほうで多くて、こういう危険、ただ殴られるじゃなくて、例えば高いところから飛び降りさせられるとか、そういう間接的に危害を与えられるようなことって、言い方があれですけど、たちが悪いというか、悪質だなというふうに、いろいろインターネットとかでもそういう情報が流れたりするので心配しているんですけど、その辺りが見えるようになったからというだけじゃなくて、こんなに増えているというのは、すごく親としては心配に思うところで、その辺りというのは、どういうふうにお考えになっていますかということと、あと、パソコン、携帯の関係、下から

2番目のネットの関係というのは、こちらの認知数というのは、平成28年度のデータが小学校26件、中学校21件で、小学校65件、中学校73件で、何となくほかのと比べて件数が少ないのもあるんですけど、増え方が実態やられてそうだなというのに比べて、ちょっとやっぱり認知される件数が少ないのかな、というふうに思うところがあって、そこはもう少しこちらのほうから積極的に、もうちょっと大人というか、学校とか大人のほうで取りに行かないと出てこない情報なのかなというふうに思って、ちょっと対策を考えていただきたいなというところです。

【猫橋指導担当課長】

まず、最初のこういった「金品を隠されたり」とか、あるいは「危険なことをされたり、させられたりする」という、そういった見える事象に対してどういうことですかということなんですが、そもそもいじめの認知件数が増えたということは、先ほど申し上げましたように、ささいなことも含めて、しっかりとこれはいじめではないのか、いじめなのかといったところから始まって、疑いから始まって、しっかりと状況を見て確認して、場合によっては指導を早期にしていこうという体制が、年々強化されているといったところだというふうに思っております。

ただ、こういった危険なことだとか、目に見えるものにつきましても、これはちょっと今その辺のところは分析中なんですけれども、やはり今まで分からなかったものが、そういった先生たちの複数の目だとか、組織的な対応で分かるようになってきたというのも幾つか事例としてありますので、そういったところの成果なのかなと。

特に、小学校においては、今まで本当に担任の先生だけがクラスの児童を見るという形の体制があったんですが、「児童支援コーディネーター」だとか、あるいは級外の先生たちが、日頃、休み時間だとか、あるいは授業中も廊下を少し回りながら、子ども達の様子を見ながら、見取っていくといったようなところの成果かなというふうに思っております。

ただ、ちょっと見えないところで、どんなことが起こっているのかというのは、非常に私たちもまだ見えていないところがまだあるという視点で、さらにその辺のところは各学校とも課題としてやっていくところかなというふうに思っております。

あと、パソコンとかSNS上のそういったトラブルといいますか、いじめといいますか、増加傾向だということなんですが、これも確かに本当に見えないところで行われている、大人がパソコンで見たとしても、アカウントだとかロックされてしまうと見れないものなので、親でもなかなか見えにくいところなので、例えばこのアンケート調査の中で、SNS上のそういったトラブルがないとか、困ったことはないのかといったところで、なるべく項目を少し工夫して子どもたちの様子を見取っていくということも、工夫の一つの中に今後とも入れていく必要があるかなと。ですから、「アンテナでキャッチよりも、ソナーでタッチ」ということをこれから積極的にこちらがモーションをかけて、学校側がモーションかけて子どもたちを見取っていくという方法をこれから周知していきたいというふうに思っております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

今、「アンテナからソナーへ」という言葉もあったんですけども、ちょっとこのところ、児童生徒指導の会だとか校長会で、私からもその言葉を投げかけているんですけど、何年か前の調査で国立政策研究所が小学校4年生の子たちを中3まで6年間追跡調査した結果で、その6年

間の中で9割以上の子どもがいじめの加害にも被害にも遭っていたという、結構、衝撃的な調査が何年前に出て、つまりどこにでもいじめはある、起こり得ると、どんな集団でも、どんな関係性の中でも。

ですので、ここに出ている数というのは、本当に一部であって、見えない部分がたくさんある。だから、それをキャッチするのは、感度をよくして当然なんですけど、もっと積極的に行きつけに行こうという、そういう転換も必要じゃないかということで、このところ現場のほうに投げかけています。

そういったことを基準にしたりとか、あと基本的なことをしっかりもう一度、再確認しようということで、今リーフレットをつくってしまっていて、今年中には各学校現場のほうに配付して、それを使いながらお話をしていくということになりますので、そういった対応を取っていくところなんです。

ほかには。
岩切委員。

【岩切委員】

本当に一生懸命やっただいて感謝いたします。

今、ネットの話、それから携帯電話の話というのが出てきたんですけども、多分こういった中でグループから外されてしまう、グループからの阻害というようなやり方になりますと、多分本人や親御さんがなかなか分からなくて、お友達が気がつくというものも多いんじゃないかと思うんですね。そういったものは、多分この8ページ目の「発見のきっかけ」というところになりますと、下のほうの「学校の教職員以外からの情報」の中で、例えば「児童生徒（本人を除く）からの情報」であったり、「保護者（本人の保護者を除く）からの情報」であったり、そういったところからしか多分見えてこないんじゃないかというふうに思うんですね。また、昨今のいろんなそういったニュースや何かを参考にさせていただいていきますと、やはり自分がそれで声を出すと、自分が今度、標的になってしまうという危険性があるので、なかなか言い出せない子どもたちが多いというふうにも聞いています。

そういった意味で、この情報が出てくるような仕掛けというのをぜひ積極的につくっていただいて、言わないことが加害になってしまうんだということも、ぜひ子どもたちの中で浸透して行って、いじめられている子を、疎外感を感じさせないような、そんなことをぜひ推進していただきたいと思います。

【猫橋指導担当課長】

まさに、そのとおりでございまして、本当に見えないところで起こっている、自分からなかなか本当はこれはまずいんだということがなかなか言いづらい子どもたちがいるということも、認識の上で対応していかないといけないことなんですけど、その辺のところにつきましては、特に外部関係機関の警察のほうで、そういったインターネットトラブルのあるいはSNS上のそういったトラブルや事例を基に講演会という形で、あるいはリーフレットを使いながら、警察の方が学校のほうに参りまして、そういった取組状況だとか、あるいは子どもたちへの啓発とか、あと保護者への啓発も行っているところがございますので、そちらのほうもちょっと併せて推進して、なるべく声を上げることは大切なことなんだよということができる限り発信していきたいなとい

うふうに思っております。

【岩切委員】

プラスでちょっと恐縮なのですが、大人になった方で結構いろんなトラウマを持っているらっしゃる方って、子どもの頃にいじめられた経験があるという方が非常に多いんですね。

私も何人もお話を聞いていて、いろんな引っかかりを持っている方が、もしかしたら子どもの頃にいじめられていたからかもしれないなんてことをおっしゃるのです。

先ほど、9割の方が加害も被害もというお話を聞くと、そういったものをずっと持っているのではなくて、どこかでうまく消化ができるような指導をぜひお願いしていきたいなと思います。

よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

今の岩切委員の発言に、私も大学でカウンセリングをしているのですが、同じように小中学校のときにいじめられた側だけじゃなくて、いじめた側の方が、年齢が上がるに従って、「とても申し訳ないことをしてしまった」という、その場では解決しているんですけども、それを抱えているということがありますので、この場合はやっぱり義務教育段階だけではなくて、先につながっていくようなものを確立していかなきゃいけないかなというふうに思います。

そこでちょっと教えていただきたいんですが、私はいじめをなくしていくのは学校現場だけでは絶対駄目で、地域社会をいかに巻き込んでいくか。地域社会が声をそろえて「いじめは駄目なんだ」ということをやっぱり発信し続けられない限り、学校以外のところでいじめのようなことが起こって、それがまた学校に来るということがあり得るというふうに思うのですが、何か地域社会を巻き込むようなことを川崎はやっていらっしゃるか、あるいは考えているのかというのが1つ。

文科省もやっている全国サミットがございますよね。あれへの参加はされているのかどうかというのが2つ目ですね。

それから、これは通知が発表されていなければいいんですが、この小学校、中学校のいじめの認知件数の中から重大事態の調査に入った件数とか、詳細調査に入ったケースというのは発表されているのでしょうか。それとも、継続中であつたりすると、今は発表できないこともあるんじゃないかと思うので、もしそこら辺のところがあれば、答えられる範囲で結構なんですけれど、教えてください。お願いします。

【猫橋指導担当課長】

まず、川崎市でいじめの防止について地域を巻き込んでといったところの御質問でございますが、川崎市では子ども会議だとか、あるいは地域教育会議等でこういったいじめ問題について取り上げて、子どもたちも一緒に考えていこうよという。その中に、地域の例えば町内会の大人だとか、あるいはそういった青少年の育成関係の団体の方とかも参加しておりますので、一緒になって取り組みましょうという形での取組はしているところでございます。

あと、全国サミットにつきましては、毎年、中学校1校参加しております、こちらのほうで、国のほうで発表したことについては、必ずフィードバックするようにと。その学校だけではなく、全市にフィードバックするようという形で、いろんな会議を通して伝えているところでございます。

それとあと、重大事態のことにつきましては、現在、いじめ問題専門調査委員会で2件の事案を調査・審議中でございます。まだ調査中でございますので、この場で事務局のほうから途中の経過については、お伝えすることはできませんけれども、またその機会になりましたら、御報告させていただきたいと思っています。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

【岡田教育長職務代理者】

ありがとうございます。

日常の学校現場にいじめがないということを証明するのがとても難しく、アンケート調査をしたときはいじめの件数が分かるんですけども、それが継続的にいじめがないというのが分かるようにしておくというのは、すごく大切だというふうに思います。

例えば、1つなんですけれども、GIGAスクール構想で全員がタブレットを持つのであれば、もしかしたらあそこをうまく使って、アカウントを持ちますので、そこをうまく使って何かできないかなとか。あるいは、共生教育でやっているプログラムをもっと回数を増やして、それにつながる。つまり、いじめられている子が何か気分の落ち込みが出たりだとか、ふだんと違う答えが出てきたというところから見つけられないかなという思いがあります。

とにかく、日常の中でいじめがないというのは何か、つまり、学校現場ではこういう調査を繰り返して、やっている中でそれが見えるようになってるのが工夫できていったらいいなと思いました。

それで、8ページの「(5)」のところなんですけど、「いじめの発見のきっかけ」がおおよそ4,000件ぐらいある中で、教職員の発見が2,000件ぐらい、本人からの訴えが1,000件ぐらいなんです。

やっぱり、教師のこの忙しさの中で、というふうに考えると、子どもたちが訴えられる、つまり言うことによってさらにいじめられてしまうというのではなくて、子どもたちが自分でそれが言えるようになるというのが、とても素晴らしいことなんじゃないかなというふうに思うんですね。たまたまなんですけど、川崎市と同じような規模の別の市があって、そこは今年度いじめの件数が1,433件に減ったんですよ。なぜ減ったのかというので、ほかの市町村との違いは、実はこの本人からの訴えが80%なんです。多分そういうところも何か参考になるんじゃないかなというふうに思います。

あと、もう1つ、高橋委員からあったように、SNSを使いたいじめがこれからというか、今あるんじゃないかというふうに思うので、例えば東京都はSNSノートというのをつくって、全体でいかにこのいじめ、SNSでのいじめを防いでいこうかということをやっているんですけど、川崎もいろいろお考えになっているんじゃないかと思うんですけど、何かそういう事例があれば教えてほしいんですけども。

【猫橋指導担当課長】

SNSのトラブル等に関しましては、特に具体的な、例えば東京でやっていらっしゃるSNSノートのようなものはございませんが、とにかく子どもたちにはSNSの正しい使い方、それとあとこういったトラブルが起こるんだということをしっかりと伝え、それで子どもたちが考えていけるような状況をつくるということが、市として考えておりますので、今後また時代とともに変わっていきますし、またGIGAスクール構想等もありますので、その辺のところはこれからちょっと我々の課題として、どのような方法で子どもたちに伝えていくのがいいのかというのは、ちょっと検証してまいりたいと思っています。

【小田嶋教育長】

日常的な情報モラル教育、あと計画的なものがありますが、総合教育センターのほうから指導資料ですとか、保護者向け資料、あと外部からの講演というのは、中学は全部かなり前からやっていたんですけど、今は小学校でもかなり高学年対象にやるようになってきて、そういった情報モラル教育全体の中にSNSの中での正しい使い方とか、いじめの部分もそこに入ってきていると思いますので。

あと、GIGAスクールのことでは、ほかの自治体で先行しているところなんかでは、「心の天気」みたいなものを毎日入れて、それが一覧になって、担任が簡単にチェックできる、そんなようなものも入っていく、これから検討もあるのかなと思うんですけど、ぜひ積極的に活用していきたいと思っています。

【田中委員】

1点だけ。先ほど、地域の問題が出て、地域教育会議と子ども会議のお話がありましたけど、今、地域教育会議が、「地域学校協働本部」の機能も持ちながら、学校と地域をつないでいくと。その中で、地域教育コーディネーターを養成して、地域教育ネットワークをつくろうという構想があると思いますが、ぜひ、その中で、学校と地域が連携しながら、いじめとか暴力行為を減らしていくという。そうするとやっぱり学校の先生方だけではとても大変なことなので、やはり地域ができるだけ見ながら、それこそ地域教育ネットワークの中でいじめを撲滅しようというような運動にまで広げていけるといいなと思いました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

そのベースにあるものとして、学校教育推進会議ですとか、あとコミュニティ・スクールに移行していく部分で、各学校の状況というのを年度初めですとか、年度途中、終わりに報告する中で、そういった児童生徒の指導上の課題なんかも報告していると思いますので、今、田中委員がおっしゃったような、これからの地域と学校との広がりの中では、そういったベースになるものは川崎でもしっかりできているかなと思いますので、進めていきたいと思っています。

大分、時間が過ぎましたので、最後、長期欠席と不登校のところでは質問、御意見があれば、少し端的にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

14ページの「不登校の要因と分類」のところなんですけれど、たしかこの要因は本人が答えているんじゃないかと、学校の先生から見た要因だったと思うんですけども、それで合っていますか。

【猫橋指導担当課長】

はい。

【高橋委員】

それで、前もちょっと、うーんと思ったことがあって、「本人に係る状況」の「無気力、不安」というところがいつも要因というか、数として多いんですけども、これはそうかな、というところあるんですけど、これがどちらかというとな登校の要因というよりは、ほかにいろいろあった結果として無気力、不安になって、不登校になるという順番だと思うので、この「無気力、不安」とか、この「本人に係る状況」というのが、この並びで同じ並びにあるのが、いつも私もやもやしていたんですね。多分、文科省とかの調査項目がそうなっているんだっただろうかなと思うんですけども、分析するときは、この表をそのまま見ちゃうと、「本人が無気力だから行っていません」というふうに見えちゃうので、そうではなくて、「無気力、不安」になるのはどうしてかというところを分析はしていただいていると思うんですけども、それに至る状況とか要因というところを丁寧に見取っていただければなというふうに思いました。

【小田嶋教育長】

これ、複数回答でしたか、この部分は。

そうですね。

「①」は1つだけですね。「②」のほうで、ほかに重なる部分があると。

ですから、各学校においては、単純に振り分けるのではなくて、その子の状況をしっかり確認しながら、ここにチェックしていくという形になってはいますが、御指摘いただいたことは本当に大事だと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

今の問題は、結構、重要じゃないかなと思いました。1つしか選ばないのに、圧倒的にここが多いですね。

それで、「無気力」と「不安」って大分違うんじゃないかと思うんですが、「無気力」と書いちゃうと、本人の悩みではないかというふうになりますけど、「不安」というのは、自分の中の不安もあるけれども、外の状況、環境に関する不安であったり、人間関係だとか、いろいろあるので、ちょっと「無気力」と「不安」を一緒にするというのは、ちょっと乱暴なような気がするんですけども、どうなんでしょうか。

次の定義のところに行くと、「不安」というのはかなり明確に書いていますよね。『不登校』の具体例」とか。「無気力」というのは、高橋委員がおっしゃったように、結構やっぱり結果的に最後「無気力」になるというのはあっても、原因としていろいろいじめがあったりとか、そういうものがある可能性があるんで、ちょっとこれが多いものですから気になるので、少し分析をさらにやっていただけるとありがたいかなと思います。

【猫橋指導担当課長】

この辺のところは私たちも同じ認識でございまして、実はこの間の教育委員会のスタッフ、指導主事という専門職がありますが、5、60名いるんですが、一堂に集めまして、かなり長い時間、4時間か5時間、6時間ぐらいかけて、ここはどういうことが読み取れるのかというのをちょっといろいろ分析をしたり、あとちょっと学校からヒアリングしてもいいのかな、とかという、そういったところも含めて、ここの部分については、もうちょっと細かい、本当の実態というのはどういうものなのかというのをこれから把握していこうかなと考えているところです。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

【岡田教育長職務代理者】

13ページの「不登校児童生徒数の推移(5年間)」のところ、本年度は小学校が700人で、中学校が1,389人。約7万人の小学生の中で700人、3万人の中学生の中で1,300人ということで、発表されている横浜市と比べると、とても僕は少ないというふうに思います。横浜市はもっと多くの不登校生徒が出ていますので。

なので、これをさらに減らしていくことを考えたとき、どうするのか、といったとき、先ほど教育長がおっしゃったような支援コーディネーターであったりだとか、児童支援コーディネーター、支援コーディネーターですね。これをさらに「かわさき共生*共育プログラム」と、それから「キャリア在り方生き方教育」を、これに結びつけてできないのかなと。

それと、不登校の最終目標は、登校させることじゃなくなっただけなんです。不登校の最終目標は社会的自立のはずでありますので、社会的自立ということ考えたときには、長いスパンで見ていかれるような制度というか、そういう何か連携をしながら社会的自立が達成されているぞというのを何か示せるといいなというふうに思いました。

それで、これも御案内だと思いますが、今年の5月15日に総務省が学校における専門スタッフ等の活用に関する調査というのをを出して、SSWとスクールカウンセラーの活用について、文科省に勧告をしましたですね。その勧告を踏まえてのことだと思うんですが、今年の10月に文科省の初等中等教育局の児童生徒課が出した「スクールカウンセラー等活用事業に関するQ&A」の中に新しく入れたものがあるんで、それがガイダンスカウンセラーを例に入れて、これをスクールカウンセラーに入れていくというのを示したんですね。

例えばですけれども、川崎はガイダンスカウンセラーの資格をお持ちになっている先生がたくさんいらっしゃるんで、うまくそういう先生を生かして行って、さらに先ほど申し上げたようなキャリア教育とコミットするというか、結びついた形で社会的自立がなされていく、不登校の経験が本人の社会的自立的に生かせるということを何か工夫していくと、川崎オリジナルが出

てくるんじゃないかなというふうに思っております。

最初に戻りますが、実はこの不登校生徒の数が全国から見ると多くないと私は思うんです。この数値を認めるというんじゃないので、勘違いしてほしくないんですけども、これを減らさなくちゃいけないので、さらに減らしていくために、何かそういう工夫があってもいいんじゃないかというふうには思いました。

それで、さらに、GIGAスクール構想でタブレットを1人1台持つことになると、もしかすると自宅にいながらそのまま学習ができますので、不登校のカウントの仕方も文科省にぜひ変えていく方向とかというのも考える必要があるんじゃないか、もっと言ってしまうと、これは私の個人的な意見になってしまって恐縮なんですけど、本当に不登校というくくりでいいのかどうか。もうそういう時代じゃないんじゃないかという。多様性の中で捉えていく、例えばスペシフィックパーソンという捉え方もあっていいんじゃないかという。今は私の個人的なことなので、あれなんですけど、不登校という捉え方を、不登校という言葉で捉えるんじゃなくて、もっと多様性の中で捉えていってというふうに思いました。

すみません。話が長くなってしまいましたが、とても不登校に対しての対応がよくできているので、さらに減らしていくためにどうするかというのを、さらに工夫していったらいいなという思いでした。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

たくさん、いろいろな角度から御意見いただきましたけれど、不登校の問題というのは、今年度、総合教育会議でも取り上げて、大きな課題として考えておりますので、来年に向けては、先ほど指導主事が4時間、5時間もいろいろ解消に向けての議論をしたという話もあって、また体制の強化なども含めまして、これからしっかり取り組んできたいと思っておりますので、ありがとうございました。

それでは、報告事項No.3について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.3は承認いたします。

【小田嶋教育長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定しましたとおり、これからは、非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

7 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

「報告事項 No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「報告事項No.4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明申し上げます。

「報告事項No.4」の1ページをごらんください。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告し、承認を求めるものでございます。

はじめに、「1 臨時代理した事項」の「(1) 件名」につきましては、「川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」(案)の制定でございます。次に、「(2) 内容」につきましては、教育長の期末手当の年間支給割合を100分の5引き下げるものでございまして、2条建てで改正する条例のうち、第1条の改正で本年12月期の期末手当の支給割合を100分の5引下げ、第2条の改正で本年度の引下げ分の100分の5を来年度の6月期と12月期に100分の2.5ずつ均等に配分する改正となっております。

次に、「2 臨時代理を行った日」は、令和2年11月10日でございます。

次に、「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和2年12月期における教育長の期末手当について支給割合の改定が必要となり、11月24日に開会いたします市議会へ条例議案を提出し、期末手当の基準日である12月1日までに、根拠条例を整備する必要がございましたので、教育長が臨時に代理したものでございます。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。

田中委員。

【田中委員】

申し訳ありません、勉強不足で。「臨時代理」の意味がよく分からないんですが、「教育長が臨時代理する」というのは、どういう意味なんですか。

【瀬川庶務課担当課長】

条文につきましては、資料の下段のほうに参考として規則の条文を掲げてございますが、端的に申し上げますと、本来なら教育委員会会議に議案としておかけをして、教育委員会の議決を

もって決定しなければならないところを、時間的ないともがなかったために、教育長が決裁行為として、その中身の決定を先にするというものでございまして、その内容については、後に教育委員会に御報告をして御承認をいただくという事務手続になっております。

以上でございます。

【田中委員】

それで、臨時に代理をしたから、期末手当が引けるという意味ですか。あるいは、期末手当を減らすということを少し手続を省略してやったという意味ですか。

【瀬川庶務課担当課長】

中身につきましては、条例議案になってございまして、先ほど申し上げました11月24日に開会いたします市議会に改正の条例案を出します。条例としましては、市議会で審議をいただきまして、市議会の議決がないと変わりませんので、あくまでもここでお示しをしておりますのは、教育委員会の所管している条例につきましては、その改正の原案をお示ししているところでございます。

なお、100分の5を引き下げるという中身につきましては、これは公務員の給料のルールでございます人事委員会、指定都市の地方公共団体の場合はそれぞれ人事委員会を持ってございますので、そちらから勧告が出まして、平たく言ってしまえば、市の職員につきましては、全て100分の5を下げるような形の勧告が出てございますので、直接、その人事委員会の勧告の対象では、特別職の場合になってございませませんが、そこは一般職と連携を取って、全ての職員が100分の5を引き下げるという中身の改正をする予定になっているものでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No.4について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.4は承認といたします。

報告事項 No.5 令和2年度 川崎市教育委員会職員（学芸員）採用選考の実施について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.5 令和2年度川崎市教育委員会職員（学芸員）採用選考の実施について」の説明を、庶務課長、お願いします。

【榎本庶務課長】

それでは、「報告事項No.5 令和2年度 川崎市教育委員会職員（学芸員）採用選考の実施について」御説明申し上げますので、資料をごらん願います。

はじめに、「1 経緯及び趣旨」でございますが、教育委員会事務局では、平成29年度に配置した任期付専門職員の任期終了に伴いまして、令和3年4月1日付けで任期の定めのない埋蔵文化財専門職員（学芸員）の採用選考を行うものでございます。

次に、「2 選考区分及び採用予定者数」でございますが、「選考区分」につきましては「埋蔵文化財」、「役職」につきましては「職員」、「採用予定者数」については「1名」といたします。

次に、「3 選考日時等」でございますが、「(1) 第1次選考」につきましては、令和3年1月17日、日曜日に、川崎市役所第4庁舎におきまして、教養試験及び専門試験により実施いたします。「(2) 第2次選考」につきましては、令和3年2月14日、日曜日に、川崎市役所第4庁舎におきまして、面接試験により実施いたします。

次に、「4 選考結果通知」でございます。「(1) 第1次選考」につきましては、令和3年1月29日、金曜日に、合格者に文書で通知するとともに、川崎市教育委員会インターネットホームページにおいて掲載をいたします。「(2) 第2次選考」につきましては、令和3年2月25日、木曜日に、合否にかかわらず受験者全員に文書で通知するとともに、川崎市教育委員会インターネットホームページにおいて掲載をいたします。なお、「第2次選考」の結果をもちまして、最終選考結果となりますので、合格者がすなわち採用内定者となるものでございます。

次に、「5 受付期間」でございますが、令和2年12月2日、水曜日から令和2年12月18日、金曜日までといたします。

最後に、「6 受験案内の配布」でございますが、受験案内につきましては、12月2日から市内の区役所等で配布をいたします。また、選考試験の実施につきましては「市政だより12月1日号」及び川崎市教育委員会インターネットホームページにおいて掲載をいたします。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。

田中委員。

【田中委員】

これは、学芸員の採用というのは、職種としては学芸員になるということですか。

【榎本庶務課長】

そのとおりでございます。

【田中委員】

そうすると、配属先は博物館とか施設ではなくて、いわゆる本庁の文化財課に配置するのですか。

【榎本庶務課長】

先ほどの資料上でも表記しておりまして、私の説明の中からは省きましたが、所属については、「2 選考区分及び採用予定者数」の左から2つ目の欄、「所属」「文化財課」ということで今、予定しております。

【田中委員】

そうなりますと、川崎市の場合、博物館などが、かなり今指定管理をしているので、職種としての学芸員の方の今後の異動というのを考えたときに、かなり狭いというか、文化財課にずっといるのか、この方がいずれラインで課長とか、その上に行く可能性というのは残しているのか、その辺りの人事異動を考えたときにどういうふうになるんでしょうか。

【榎本庶務課長】

順番に申し上げますが、まず職場でございますけれども、現在、学芸員が配置されている教育委員会事務局内の職場につきましては、今こちらに表記がございます文化財課のほか、施設といったしましては、日本民家園と青少年科学館がございます。それぞれ学芸員が配置されております。

次に、役職の話につきましては、特に管理職につきましては、個人の能力によるところがありますので、道が開けているといえれば開けておりますし、学芸員が必ず課長になるということについては、個人の力量によるところもございますが、職場としては3つあることと、ジョブローテーションにつきましては、確かに比較の中では狭い配置の中でのこととなりますので、その点については課題があるものとは承知しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【田中委員】

民家園と科学館は、指定管理ではなかったでしたか。何か全体の施設か何かの管理は指定管理に出していたと思うんですけども、人員については、直接、市役所の職員が行っているんですか。

【小田嶋教育長】

生涯学習部長からお答えします。

【前田生涯学習部長】

すみません、生涯学習部の前田です。

今、お話がございました青少年科学館と日本民家園につきましては、委員、御指摘のとおり、指定管理者制度を導入してございますが、中の業務につきましては、それぞれ区分を設けておりまして、指定管理者については受付ですとか、券買、広報、施設管理、警備、清掃などを行っていただいております。本市の学芸員の業務につきましては、そういった博物館施設における学芸業務に従事するような形で運営しているところでございます。

【田中委員】

分かりました。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

岩切委員。

【岩切委員】

以前、学芸員の募集のときに、任期があるものがあつたと思うんですけど、なかなか集まらなかつたかと思います。

今回、任期がない、任期の定めのないということなので、学芸員の資格を持っていらっしゃる方、実は就職先ないという方がすごく多いので、ぜひ広く広報していただいて、いい方を探していただけたらなというふうに思います。いろんなところにもちょっと広報していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

【榎本庶務課長】

承知いたしました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 5について承認してよろしいでしょうか。

【各委員会】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 5は承認といたします。

報告事項 No. 6 軽易工事の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 6 軽易工事の報告について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【榎本庶務課長】

それでは「軽易工事の報告について」御報告申し上げます。本件につきましては、11月19日開催の川崎市議会文教委員会において、所管事務報告をするにあたりまして、本日御説明をさせていただくものでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、表紙を1枚おめくりいただきまして、1ページをお開き願います。

はじめに、今回の検証の契機となりました「1 住民監査請求事案の概要」でございます。

「(1) 住民監査請求の内容」でございますが、本請求は、昨年10月21日に受理をされたもので、内容としては、平成30年度に市立宮前平小学校及び富士見台小学校において実施された5件の軽易工事について、随意契約により契約を締結したことが違法であるため、競争性のある

適正な契約金額との差額である損害額を認定し、本件各工事の契約を執行した関係職員に対し、その損害を補填するために必要な措置を講じるよう求めたものでございます。

次に、「(2) 本件各工事に係る内部調査結果の公表」でございますが、これは、本件住民監査請求を受けまして、教育委員会事務局において行いました「内部調査」の結果について、令和元年11月15日に公表したところでございますが、まず、「①対象工事」については記載のとおりでございます。

次に、「②」として、確認された内容について記載しておりますが、まず、「ア」として、宮前平小の3件の工事については、「契約手続前の工事依頼」、「工事施工前の見積書の徴収不足」などしたほか、「イ」として、うち2件の工事については、「夏休みに1件の工事として実施しているが、工事実施後に2件の工事で実施し、必要な文書を作成した」ことを確認しております。また、「ウ」として、富士見台小の2件の工事については、この令和元年11月の時点では「不適切な事務処理は確認していない」としておりましたが、下段に「※」印をふって記載しておりますとおり、その後の「全件調査」において、この2件の工事についても、さきの宮前平小の3件の工事と同様に「契約手続前の工事依頼」、「工事施行前の見積書の徴収不足」などの「不適切な事務処理」が確認されたところでございます。

次に、「(3) 住民監査結果の内容」につきましては、監査事務局において令和元年12月19日に公表されたものの概要となっております。まず、「①軽易工事要件の適合性について」のほか、2ページをお開き願ひまして、「②分割発注について」、「③規則等に反した事務手続について」及び「④市の損害について」として、それぞれ指摘等がございました。

続きまして、3ページをお開き願ひます。「⑤監査委員意見」といたしまして、まず、「ア 職員のコンプライアンス意識について」として、「事務の適正性を確保するためには、最終的には職員の意識が重要な鍵となること」のほか、「各担当者のコンプライアンス意識が大きく欠如していたのは明らかであり、これまで以上に「意識の醸成、徹底に努める必要がある」との指摘がございました。

次に、「イ 組織の構造的な問題について」として、「各工事が必要な手続を経ずに実施又は発注されたことについて」、「組織的に不適正な事務処理が常態化されていたという疑念が払拭できない」、「職員を指揮監督すべき上司が、決裁者として必要な注意義務を怠ったといわざるを得ない」、「学校からの膨大かつ多様な工事依頼に対して、迅速に応え得る適切な方法を検討・実施してこなかったことについて、組織のマネジメントとして問題があったと評価せざるを得ない」との指摘と併せまして、「軽易工事件数の多さを勘案すると、教育環境整備推進室における組織内部のマネジメントのみで対応するには限界もあり、工事担当部局のあり方も含め対策を講じる必要がある」との意見がございました。

次に、「ウ 制度の課題について」として、「工事見積書の徴取にあたっては、担当者の裁量が極めて大きいことなど、課題があるものと類推される」こと、「軽易工事完成届については、施工日等の日付を確認するための資料に課題があるため、完成検査の実効性を担保するための措置を講ずる必要がある」こととの指摘がございました。

最後に「エ 総括」として、「本件を通じて明らかになった課題については、教育委員会事務局にとどまらず、全庁的な課題として重く受け止め、組織や制度等の抜本的な見直しに向けて、速やかに取組を推進されるよう強く望む」とされ、「教育委員会事務局においては、調査に全力を挙げ、早期に全容を解明されたい」とまとめられております。

以上が住民監査請求の経過及び結果の概要でございますが、本案件につきましては、本年1月17日、川崎市長に対しまして、損害賠償請求事件として住民訴訟が提訴されているところでございます。

それでは、4ページをお開き願います。「2 軽易工事全件調査結果の概要」でございます。

今回の、住民監査請求で対象となった工事5件につきましては、全て平成30年度の事案であることから、教育環境整備推進室において実施をした当該年度における軽易工事の全件と、本事案が判明した令和元年11月末までの軽易工事の全件を対象として調査を実施いたしました。

はじめに、「(1) 調査件数」でございますが、「平成30年度」については1,406件、「令和元年度」については「11月分まで」で557件、計1,963件となっております。

次に、「(2) 調査方法等」でございますが、「①分割発注について」は、「ア 疑義案件の抽出」として、「同じ学校で、工期が重複しているものなどを対象に、本来は、1件の工事で発注すべきものを複数に分割し、1件250万円以下の軽易工事として実施したと思われるものを抽出」いたしました。

次に、「②見積り不足・契約手続前の工事依頼について」は、「ア 予算執行決定日の特定」として、「財務データ等から、各工事について、実施するとの意思決定がされた日（予算執行決定日）を確認・特定」しました。次に、「イ 業者調査」として、「各工事の見積作成日・提出日、工事依頼日（市からの連絡日）及び工期について、工事施工業者を含む見積依頼をした3者に対して、複数回の調査を実施」しました。次に、「ウ 学校調査」として、「各工事の工期について、『②業者調査』の結果を基に、当該校に確認調査を実施」しました。次に、「エ 不適切な事務処理案件の抽出」として、「ア、イ、ウの調査結果の整合性等を確認し」、「3者見積が必要な工事について、1者見積りや2者見積りで工事依頼をしたもの」と「契約手続前（予算執行決定日より前）に、工事依頼をしたもの」を抽出しました。

次に、「③不適切な事務処理案件の詳細調査について」でございますが、「抽出した不適切な処理が行われたと思われる案件について、関係文書の確認や担当者等の関係者にヒアリングを実施し」、「不適切な事務処理に関する事実確認」、「不適切な事務処理が行われた原因・背景の特定」、「軽易工事に係る事務手続・制度と実態」、「軽易工事に係る事務執行体制」及び「軽易工事を実施するにあたっての職員の意識」について調査・検証し、事案発生の状況・背景、その原因等と課題の抽出」を行いました。

5ページをお開き願います。「調査フロー概要」については記載のとおりでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。「(3) 調査結果」でございますが、はじめに、「①『分割発注』について」は、「本来は1件の工事で発注すべきものを複数に分割し、1件250万円以下の軽易工事として実施したと思われる案件」につきましては、「平成30年度」は38件（18組）で、「令和元年度」は、確認されませんでした。

次に、「②『見積り不足』での工事依頼について」として、「本来、『3者見積り』が必要な工事について、『1者見積り』や『2者見積り』により工事依頼をしたと思われる案件」については、「平成30年度」は196件で、「令和元年度」は86件となっております。

次に、「③契約手続前の工事依頼について」として、「契約の締結及び経費の支出に係る回議書の決裁前に、工事依頼をしたと思われる案件」については、「平成30年度」は817件で、「令和元年度」は356件となっております。なお、これらの件数につきましては、先ほど御説明いたしました「②」の「見積り不足」に係る案件のほか、工事依頼時には必要な社数の見積書

を徴収しているものの、事務遅延等により、必要な事務処理が工事依頼後に行われた案件が含まれております。

次に、7ページをお開き願います。「3 事案発生状況・背景等」でございます。

「平成30年度及び令和元年度に教育環境整備推進室環境整備担当に在籍していた職員に対するヒアリングにより把握した、『不適切な事務処理』が行われた状況と背景、その原因等について」となっております。

はじめに、「(1) 業務に係る規定順守に対する認識の低さと経験等の不足」でございますが、職員の多くは、程度の差はございますが、業務遂行上の基本的な規定・ルール等に係る知識の不足が散見されるとともに、規定を順守するコンプライアンス意識が希薄となっていたことが確認されたところでございます。

次に、「(2) 職員間のコミュニケーションと組織マネジメントの不足」でございますが、職員においては、学校から施設改修等の依頼を受けた際は、担当としての対応方針等を課長職まで稟議することとなっておりますが、年度を通じて対応が必要となる件数も多いことから、個々の事案の詳細についてまで上司と相談等する場面が少なかったこと。また、管理職においては、職員に対する適正な事務の執行の徹底について、必要な対応を怠っていた点があるのと併せまして、軽易工事に係る事務執行方法や制度・体制上の課題は以前から認識されていたにもかかわらず、教育環境整備推進室として、また、教育委員会事務局として、有効な対応策等を講じてこなかったところがございます。

次に、「(3) 学校施設における対応案件の緊急性・特殊性等」でございますが、児童生徒の安全・健康管理に影響を及ぼす施設改修と設備補修等のほか、新年度に向けた学級数増加への対応など、工事期間の時間的制約が多い一方で、義務教育施設等であることから簡単には休校等にできないため、短期間で対応を要する場合がございます。

次に、8ページをお開き願います。「(4) 事務手続・制度と実態との乖離」でございますが、「分割発注」が行われるのに至った状況といたしまして、予定価格が250万円を超える設計を要する規模の工事については、まちづくり局に対応を依頼することになりますが、予算を確保する段階からの対応となるため、工事完了までに2か年度以上を要する場合がございます。こうした状況において、学校運営に支障をきたすことから速やかな対応が必要となるような、例えば、施設の老朽化に伴う雨漏り、給・排水管からの水漏れなどの施設改修・設備補修や、夏季における空調設備の修理などに際して、その規模等により設計工事に該当する場合であっても、現実的には、まちづくり局に対して設計工事としての対応を依頼することができず、内容によっては、学校の休業期間中でなければ実施が困難な性質の場合もあることも含めまして、職員においては、事務手続・制度上の課題から、実務的に対応が困難な状況がございました。また、1者随契が認められる緊急随契が可能な場合として内規（財政局契約課における随意契約ガイドライン）に明記されているのは、災害対応等に限定されておりまして、学校施設で多数発生する緊急事案に対応できる仕組みとなっておりますでした。

次に、「(5) 事務執行体制上の課題」でございますが、年間で約1,400件もの軽易工事を発注するなど年度を通じて対応を要する案件が多く、学校運営に支障が生じるような施設改修や設備補修など緊急性が高い事案も含まれることから、職員においては、業務量が恒常的に過重となる状況の中で、結果、事務手続が後回しとなることが常態化し、ひいては規範意識も低下を招くような悪循環となっていたところがございます。また、平成30年度におきましては、

6月に発生をいたしました大阪北部地震を契機とするブロック塀に係る対応によって、さらに多忙な状況となったことが確認されました。

次に、9ページをお開き願います。今回の調査により、不適切な事務手続が認められた案件につきまして、背景・原因等を分析した結果を踏まえまして、今後、新たな事案を発生させないために、必要な措置を講ずることといたしました。

まず、「(1) 法令順守の再徹底について」でございますが、一括して発注すべき工事を250万円以下の工事に分割し、軽易工事として執行するような事例については、これまでも監査等で指摘をされてきたところでございます。本件住民監査請求に対する監査の結果にもございますように、工事の執行について、組織や制度が適切に整えられている場合であっても、事務の適正性を確保するためには、最終的には、それを運用し、事務を執行する個々の職員の意識が最も重要となります。我々公務員の使命は、社会福祉の増進のため、法に基づき仕事をすることであり、その使命を揺るぎなく果たすために、法によって身分が保障されているところでございます。法令を順守しない場合には、市民の信頼を著しく損ねることはもちろん、いかなる理由があろうとも、組織としても、個人としても、その者、その行為を擁護することはできないことを強く意識し、そのような状況は、ふとした気の緩みから、自分にも起こり得る、全ての職員が自分事として捉えていくことが必要となります。法令順守についての強い意識を、教育委員会事務局の職員全員が持ち、研修や日々の業務・指導等を通じて、改めて根拠法令等の確認や順守について徹底し、こうした取組を絶え間なく積み重ねることで職員の育成と組織の醸成に努めてまいります。

次に、「(2) 良好な職場環境の整備について」でございますが、一人ひとりの職員がどのような業務を行っているのか、そのような中でどのような課題を抱えているのか、そうした状況を上司や周りの職員が自然に共有している職場環境を構築するためには、広く情報が上司と部下の双方向でスムーズに流れ、また、その情報を周囲の者が察知できる環境が必要となります。組織は人の集まりであり、人と人がどのようにつながっているかが組織における情報共有の鍵となりますので、職員同士がつながり、必要な情報が共有される組織を醸成するために、管理監督者においては、基本に立ち返って、改めて自身の役割を強く認識する必要があります。部下からの報告や相談の有無にかかわらず、職員がどのような状況にあるのか、何を話しているのかを注意深く観察し、それぞれの組織や職員の状況を見極めた上で、必要な指導・助言等を行い、組織内の情報共有を進めることが必要となります。また、職員それぞれが、自分一人の力だけでは仕事は完成しないということを再認識することが必要であり、一人で完結する仕事は存在しないことから、人とつながること、報告や相談等を通じて、上司や周りの職員と情報を共有することが不可欠となります。定期的な職場内での会議のほか、日々の業務、報告・相談・指導・助言等を通じて、全ての職員がこのような認識に立てるまで継続的に取り組み、常に情報が流れ、職員が連携できる職場環境の形成に努めてまいります。

次に、10ページをお開き願います。「(3) 軽易工事に係る事務や制度の改善について」でございますが、「①緊急性の高い案件への対応について」といたしまして、いわゆる緊急随契が可能な案件について、明文化した規定がなかったことが、運用上、拡大解釈され、「見積り不足」での発注という不適切な事務処理の一因となったことが考えられますので、その対応として、新たに「川崎市教育委員会事務局の軽易工事契約に係る事務取扱手引」を策定の上、真に緊急を要する案件を限定的に規定することと併せまして、当該手引の策定を契機として、法令順守に向けた

職員意識の醸成を図ってまいります。

次に「②分離・分割発注の考え方の明確化について」でございますが、同一の学校における工事の分離や分割による複数の軽易工事としての発注については、夏休み期間中の完了を要する複数教室での空調設備の工事など、短期間での施工が必要で、工事を分離・分割しなければ目的を達成できない時などの、合理的な理由がある場合に限定して行うことができることを「軽易工事の手引」に明記をいたしました。この場合におきましても、市内中小企業者の受注機会の増大の観点を踏まえ、当該複数の軽易工事について、同一の業者が受注することがないように、必要な措置を講じるよう規定したところでございます。

今回、新たに規定をいたしました「軽易工事の手引」については、これまでの不適切な分割発注等を正当化するものではなく、今後についても、不適切な分割発注を可能とするものではございません。学校における工事案件の状況を踏まえ、一定のルールの範囲で工事単位を設定の上、これらのルールに基づき工事を発注して、適切に個々の案件に対応していくことが、教育施設環境についての一定の水準を確保するためには不可欠であることから、改めて「軽易工事の手引」において明文化したところでございます。

次に、11ページをお開き願います。「③工事発注が特定業者に集中しないための事務改善について」でございますが、職員が特定の業者と不適切な関係を築く状況がないことをチェックできる仕組みが必要となりますので、対応策の一つとして、工事見積書を依頼する際に、特定業者に集中しないよう「軽易工事の手引」の中で新たな様式を規定し、活用することとしました。

次に、「④工事契約事務の適正管理（『軽易工事施工台帳』）について」でございますが、学校軽易工事の契約事務の適正性、公平性及び透明性を確保するため、「軽易工事の手引」の中で「軽易工事施工台帳」を様式として新たに定め、施工業者に提出を求めるよう規定いたしました。

次に、「(4) 軽易工事に係る執行体制の見直しについて」でございますが、「①設計工事権限の付与等について」といたしまして、予定価格が250万円を超える工事については、権限を持つまちづくり局に設計を依頼する必要があるが、緊急性の高い工事を迅速に執行するため、250万円以上1,000万円以下の設計工事につきまして、教育環境整備推進室職員に設計工事権限を付与するため、令和2年1月21日付けで7人に、さらに令和2年7月1日付けで、さらに6名を追加し、合計13名に対しまして、まちづくり局併任の発令を行い、執行体制の見直しを図ったところでございます。

次に、「②適切な執行体制の整備について」といたしまして、教育環境整備推進室においては令和2年4月1日付けで職員を増員し、体制の強化を図ったところでございますが、今回の調査結果等を踏まえ、職員及び管理職の意識の改革、組織マネジメントの改善、制度の見直し等の措置を講じた上で、関係局とも協議の上、次年度に向けましても、それらの課題に対応するための適切な執行体制を構築してまいります。

次に、12ページをお開き願います。「5 おわりに」でございますが、職員の服務規律の確保と公務員倫理の確立については、全庁を挙げ、様々な機会を通じて、職員の自覚を促し、注意喚起を行ってきたところでございますが、教育委員会におきましても、昨年度から本年度にかけて、公務員である以前に、社会人としての資質が問われる行為に伴う事件とともに、契約に関する不適切な事務など業務執行上のミスも相次ぎ、公務員として欠かせない信頼関係を傷つける事態を招いております。こうした不祥事は、児童生徒や保護者、市民からの、川崎の教育そのものに対する信頼が大きく損なわれることであり、コロナ禍というかつてない状況の中にあること

も含めまして、学校を再開し、児童生徒一人ひとりにしっかりと寄り添う姿勢等、信頼関係が何よりも大切であると、教育委員会に所属する職員一人ひとりが改めて強く認識する必要があります。

今後、信頼を取り戻していくためには、各職員は、より一層公務員としての自覚を深め、公務の内外を問わず常に高い行為規範に従って行動するとともに、職務の遂行に全力を尽くすこと、とりわけ管理監督者は、その職責や立場を十分に自覚し、リーダーシップを発揮して良好な職場環境の維持及び醸成に全力を挙げて取り組むとともに、職場全体における適正な職務遂行、厳正な服務規律の確保及び法律順守の徹底が必須でありますし、また今回の軽易工事に係る案件につきましては、職員の意識の問題のほかに、組織や制度上の問題もあったものと捉えておりますので、こうした課題を含めまして、教育委員会が一丸となって一つずつ解決に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

ただいまの件について、御質問等ございますでしょうか。

石井委員。

【石井委員】

そもそも、この本件の事案の発覚の経緯というのは、この監査請求があったから発覚した、ということなんですよね。ということは、なければ誰も気がつかなかったということなんでしょうか。まず一つ目ですね。

ここには昨年、一昨年と内部調査をされていますが、本当にそれ以前の、過去に同様な事案等は無かったのか、そういったところの調査が、これから再発防止対策を実践していく上では、大きな部分になると思いますので、監査結果をしっかりと受け止めて、足元をまずしっかりと見つめ直して、そして再発防止対策を実践していくということが大切になってくると思います。非常に残念な結果なんですけれども、その部分で事案発覚の経緯というのはもう少し、これがなかった場合にはどうなっていたのかということをお聞かせ願えますでしょうか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【榎本庶務課長】

監査がなければ発覚しなかったかというお尋ねでございますが、そのお尋ねに関しては、なければなかなかこれは表面化しなかったというふうには思っております。

一方で、そうした事案、ここで御説明したような分割発注というやり方が、事案としてやむを得ないという面については、一定程度、認識も確認されておりますので、その点については、認識はあったと思いますが、監査に抵触するような形では、例えば、平成21年以降も監査の中で、同様の事案について、疑われるような事案について、これまでも何回かは指摘されておりましたので、そうした課題認識はありながら、御説明したように、なかなか制度上の課題がある中で、職員におきましては、対応の緊急性の中で、やむを得ない状況にあったと思っております。

今回の事案の、公になったことを契機に、私どもこういった形で対応策を整理いたしましたので、今後につきましてはそういうことのないように、また職員がそういった対応に迷わないように、ということを含めまして、規定の整理も含めて、対応していったところでございます。

先ほどの、これまでのことも含めまして、今後につきましては、また同様の事案がない、発生しないように、最大限の努力をもってやっていきたいというふうに今、教育委員会としては考えているところでございます。よろしく申し上げます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

高橋委員。

【高橋委員】

今の石井委員のお話にもありましたけれども、私としてもこれが前々から、このような問題はあったというのは何となくみんな気づいていたんだけれども、業務の大変さなどで後回しになってしまって、結果、非常に件数も多くなってしまったところで発覚したというところは、すごく残念に思います。

ただ、いろいろ改善案のところを見ていて、少し希望というか、よかったなと思うところもございまして、私も、子どもが学校に行っておりますので、学校の状況を多少なりとも知っている身として、例えば、学校はたくさんのもがあって、先生方も非常に忙しい中で、全てのいろいろな設備等を丁寧に保守をするとか、壊れそうだなと思って前もって何かしら対応するというようなことも難しい中で、例えば、真夏の暑いときにエアコンが急に壊れてしまったとか、本当に緊急の、2、3日とか一週間以内とかにどうしてもやらないと、子どもたちの授業が、学びができないというような、そういう緊急の案件というのはたくさんあるように思っていて、またこの工事の件数が1,400件ということ、簡易の工事というもので1,400件で、恐らくこれ以外にも、もっと大きな工事ですとか、ほかの案件もたくさん抱えている中で、非常に事務局の方々もお忙しい、また、お願いをしている先生も忙しいという中で、なんとというか、やむを得ずというか、目の前のことをとにかく何とか学校は対処しなきゃいけないというところで、こういうことが起きてしまったのかなというところも、理解という言葉ではおかしいのですけれども、日々の業務に追われる中で、やむを得ずという部分もあったのかなと思っています。

その中で、「監査委員意見」の「総括」のところでもありましたけれども、「組織や制度等の抜本的な見直し」が必要だと、個人が頑張ったらどうにかなるとかというのではなくて、いろいろな発注の仕組みですとか、ルールの方でどうにもならなかったところというのを指摘していただいて、そちらのほう、例えば、人員の増強なども含めて、そういうところを教育委員会と、それから全庁的な取組として採用いただいたのは非常にありがたいな、というふうに思っております。

ただ、まだ十分でないところもありますでしょうし、せっかくルールがよくなっている方向ですので、同じようなことが起きないように、またそれが何とか個人個人のミスとか、個人個人の何かに落とし込まれるんじゃないかと、大きな仕組みとしてしっかりうまく回るように、こういう不正とかミスとかというのが起きないように仕組みにしていくというところの前進を止めないようにしていただきたいなというふうに思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。
ほかにはございますか。
岩切委員。

【岩切委員】

この数字を見て、実はすごくショックを受けました。6ページ目のところで平成30年度に関していうと、「①」が38件、「②」が196件、「③」が817件と。それから、令和元年度に関しては557件中、「①」は確認されてはおりませんが、「②」は86件、「③」が356件という、この数の大きさというか、多さということに、ちょっと私自身もすごくショックを受けているような状況です。

2つ目のショックは何かというと、ヒアリングの中で浮き上がってきた「コンプライアンス意識の希薄さ」というところです。ここはたとえ、それができる環境にないとしたとしても、本来あるべき姿を理解しておく必要というのが必ずあるかというふうに思います。それがいけないことだと思っていなかったという辺りは、やはりこれ改善していかなければいけないんじゃないかなというふうに思いました。

2つあるんですけれども、一つ目は、再発防止策を9ページ目のところから掲載していただいておりますが、ここの「法令順守の再徹底」ということで、かなり職員の意識ということも書いてくださっているんですが、最終的にはまちづくり局施設整備部の増員ということで、13人増員いただいているようなんですが、ここの、この13人の増員だけで本当に回るものなのかどうかというのを、1つ教えていただきたいと思います。

それから2つ目ですけれども、この職員の意識というところの改善の方法、いろんな意識改革であったり、あるいは教育であったり、ミーティングをするのかもしれないし、あるいは手続の再徹底ということで、その手続を踏まないで発注できない仕組みにしてしまうとか、いろいろあると思うんですけど、ここの辺りをどのようにされていくかというのについて、この2点を教えていただけたらと思います。

【榎本庶務課長】

まず、増員のお話、13人でございましたが、併任発令とお話したんですが、13人は、これは増員は純粹ではなくて、まちづくり局の権限を付与するということで、これは今いる職員13人に対して、まちづくり局としての職員の発令を行うことで権限を得ると、そういうところがございます。なので、純粹な増員ではなくて権限を得るための発令行為でございまして、増員については、先ほど「②」の中でも御説明しました、4月1日段階では3名の増員をさせていただきました。13名でもどうか、というお話いただきました。そういう中での3名でございますので、最後、少し申し述べておりますが、次年度に向けてはこれでも十分だと思っておりますので、関係部局で協議をした中で、今回このお示しをしまして、検証報告書も含めて、改めて次年度以降の体制整備については、引き続き協議を進めて、体制の整備を進めていきたいと考えております。何名という話については、最終的な協議となりますので、そのように考えております。

また、法令順守の徹底については、御指摘のとおりでございますので、昨年11月頃からとい

うことなのですが、既に今年度、こうした状況が見えてきた中で、現行の体制の中でも徹底をされているところではありますが、今回発表いたしました手続に基づくところも含めまして、マニュアルあるいは手引の徹底を進める中で、適切な事務の執行の確保に向けて取り組みをやっていきたいと思っておりますし、引き続きシステム上のことであるとか、新たな研修の実施であるとか、考えることについては引き続き進めていきたいというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【岩切委員】

すみません、2点目のほうなんですけれども、マニュアル、手引をつくるのも大切だと思うんですが、先ほど高橋委員がおっしゃられたように、やはりすぐに対応しなければいけないものと、マニュアルどおり、手引どおりやっていて本当にできるのか、という問題も、ちょっと思うわけなんです。このプロセスそのものが本当に必要なものなのかどうかという、その吟味というのは、どういうふうに考えていったらいいでしょうか。

【榎本庶務課長】

プロセスが必要というのは、現状の軽易工事の執行にかかるプロセスそのものが、例えばそぐわないと、そういうことでございましょうか。

その点については、全庁的な仕組みの中で、あるいは軽易工事の執行というのは、元をたどれば法律に基づくところではございまして、おおむね全国的に同じやり方がされているところがあるというふうに思っています。その中で、自治体ベースでマニュアルを策定して、それに基づいて執行されるわけなんです。その改善の余地が本当にあるかについては、事案発生後は財政局や総務企画局にも参画いただきまして、この手引の策定についても意見交換等を進めておりますし、現在もそれは続けているところでございますので、そうした中で手続上のことについては、課題としては少し協議をしたいと思っておりますが、なかなか個々で省ける点があるかということだと思んですが、なかなか難しいところもあるかもしれません。事務手続の中でどれだけ、そこを簡潔にできるかについては、システムが補うところもありますし、手続が補う部分はあるのかもしれないので、その点についても規定を所管するまちづくり局等とも協議を進めながら、よりよい改善に向けては、協議は続けていく必要があるのかなとは思っております。

お答えになっておりませんが、以上でございます。よろしく申し上げます。

【新田教育環境整備推進室担当課長】

すみません、教育環境整備推進室担当課長の新田と申します。今、緊急案件についてですけれども、緊急案件につきましては、一応今回作成しました手引の中で、空調なども含めて、こちらの場合については、学校運営に影響がある場合というところでは、3者の見積りそろえなくても、1者の見積りで内容を確認したらすぐに決裁行為を経て発注ということができるようになっております。ただし、それに関して、実際に事務手続がどうしてもついて回るものなんですけれども、それについては、いろいろなものを我々の中で下準備というか、平行に、業者のほうにも、まず

すぐに見積り出してもらわなければ当然対応できませんので、そういったところをすぐを探す。そういった事案が発生した時点で、見積りが出る出ないにかかわらず、上司にも報告する。上司は、その報告を受けて対応策を指示する。この案件であれば、もうすぐやらなきゃいけないから、すぐできる業者に見積りを取る。見積りを取っていただく業者についても、取り急ぎなるべく早く現場に行っていていただいて、見積書についてもすぐに出していただけるように、取り急ぎファクスでもいいから出していただけるように。それについて、我々のほうでもすぐ確認して、予算執行の決裁のほうにも、こういった案件があるので、ちょっと下話として先にしておいて、実際終わったときにはすぐ承認できるようにという形で、なるべくその事務を決裁する過程でも早く対応できるような下準備というか、そういったものはしているということでございます。

そのほか、3者見積りの中で、また急ぎ案件がどうしても出てくるかというところについては、この手引を策定した中で運用はしていくんですけども、そこでどうしても足りない部分というのはあるといった場合には、そこはもう対応しなきゃいけない、変えなきゃいけないものだとして、それらについてはまた対応していきたいと思っております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ほかにごありますか。

田中委員。

【田中委員】

ただいまのやり取りを聞かせていただいたので、もうあまり言うことはないように思っているんですけども、改めて7ページから8ページにかけて書かれてあるヒアリングですね、職員の方のヒアリングの結果を見ると、多くの職場でそういう傾向があると思うんですけども、末端の職員というのは、それぞれあまり根本的な制度に立ち返って考えるというよりは、その職場の慣例であるとか、いろいろやってきたことに乗っかりながらやることが多いと思うので、そういうことを踏まえてみたとき、やはり今回は皆さん、これ規則を破っていたという意識はほとんどなく、要するに、これでいいと思ってやっていたとか、あるいはもう現場の緊急性に対応するために、どうしようもなくやっていたとか、そういうことだと思うんですね。

ですから、今こうやって出てきたデータを基にしながら、既に「軽易工事の手引」をつくっていただいていますけれども、こういう形で現実に合わせて制度を変えていくとか、さらにはこの手引を運用してみて、さらにまだ現実に即していないということであれば、さらに変えるとか、現場とのコミュニケーションをよくしながら、制度と現実がうまく合うようにしていただけるといいなというふうに感じました。

その辺よろしく願いいたします。

【岡田教育長職務代理者】

各教育委員が最初にお話になられたように本当に重く受け止めて、そして教育行政と一緒に携わる者として、それをぜひ先につなげていかなくちやいけないなという思いでいっぱいでございます。

岩切委員がおっしゃったようにコンプライアンスのことであつたりとか、それから高橋委員が

おっしゃったように学校現場がこういうことで、しかも困ってしまうということ、やっぱりどうしても避けていただきたいという思いがあります。なので、マイルストーンにさせていただいて、これから先のところでどう生かしていくかということになると思うんです。

1つ、財務省もここ数年前にいろいろ起こりまして、財務省の中でも改革のことが行われて、若手からの意見がずっと出るようにするような工夫をされたりとか、それから管理職の研修の在り方を工夫されたりとか、それから新しくつくったマニュアルを絶えず見直していくためのものを取り入れたりというのをしていたというふうに思いますので、今回のことをマイルストーンとして先にどう生かしていくかと、それを絶えず市民の方々が見てくださっているというふうに思いますので、ここでさらに一丸となってしていくという、そのために突き進んでいっていただきたいなというふうに思います。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

岩切委員のからの質問で、体制の増員の話をしているときにも、ちょっと心配になったことがあって、こういうプロセスって一番何がボトルネックになっているかというのが大事だと思っていて、かなり幾つかの、今までの処理のボトルネックが解消されるような対応をしていただいていると思っているんですけど、最終的に決裁をする方ってお一人とか、お二人とかだと、またそこで決裁をすることのボトルネックが出ちゃうのかなって今、岩切委員と御担当の方のお話を聞いていてちょっと思ったりしたんですけど、その辺りは大丈夫なんですか。例えば、書類をつくる人はいっぱいいるんですけども、最終的な決裁の人が一人しかいないので、その一人がチェックしていたら、決裁するのに時間がかかる。多分、プロセスの中でも書類はつくるんですけども、いわゆる書類上の決裁というんですか、口頭ではオーケーが取れているけれども、書類上の決裁は取れていないのに多分工事を先にやってしまったというのも、この不正の手続の中に入っていたと思うので、いろんなボトルネックがあると思うので、そういう決裁関係のところとかも、もし何かあれば今後、対応していただきたいとか、ちょっと話は飛ぶんですけども、はんこの話が世の中の的中にも出ていると思うんですけども、何かそういう時代の流れに乗るところで、さらにボトルネックがなくなるようなところがあれば、どんどんやっていただければいいのかなというふうに、ちょっと最後思ったので付け加えました。今後とも、まだ途中だと思うので。

あともう1つあって、やっぱりこういう問題が起きたときって、みんな意識してすごく頑張るんですけど、何年かすると担当の方が変わったりとかするので、そうするとその意識が希薄になってしまったりとか、何でこの手続があるんだっけとか、何でこんなルールあるんだっけという、そのもともとが忘れられてしまうということがあって、また同じことを繰り返すということが起きがちなので、そういうのもちゃんと、このきっかけを忘れないというか、それも含めて引き継いでいくということもお願いできればなというふうに思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

一昨年ですが、不適切な会計処理を受けまして、昨年度から再発防止ですとか信頼回復に努めている中ですが、この住民監査請求に端を発しまして明らかになりました教育委員会事務局内の不適切な事務執行ということで、このような御報告をすることになったことを大変申し訳なく、残念に思っているところですが、この検証で明らかになった背景とか原因について、課題をしっかりと認識して、再発防止に努めてまいりたいと思います。

それでは、報告事項No.6について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.6は承認といたします。

8 議事事項 I

議案第39号 裁決取消請求事件、公文書開示請求許否処分取消請求事件について

瀬川庶務課担当課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第39号は原案のとおり可決された。

9 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これもちまして終了いたします。

(16時27分 閉会)